

姫 監 公 表 第 4 号
令和 3 年 3 月 2 5 日

姫路市監査委員	甲	良	佳	司
同	芝	野		稔
同	酒	上	太	造
同	駒	田	か	すみ

住民監査請求（「郵送費の返還①」）に係る監査の結果について

令和 3 年 2 月 1 0 日に受付した地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

第 1 監査の請求

1 請求人

姫路市民 廣野 武男

2 請求年月日

住民監査請求「郵送費の返還について①」（以下「本件請求」という。）に係る請求書は、令和 3 年 2 月 1 0 日に提出された。

3 請求の趣旨

消防局警防課長（以下「警防課長」という。）は、公文書公開決定通知書を請求人に送達する際、定形外封筒を使用した。

この通知書は、A 4 サイズ 1 枚であり定形郵便物を使用すれば郵送費は 8 4 円であるところ、定形外郵便物を使用したのでこの郵送費は 1 2 0 円である。その差額 3 6 円は市民の財政的損失であることは明白であるので、警防課長に対し、その差額分を姫路市に返還させることを求める。

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 4 項及び地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 4 条の規定に違反している。

併せて、法第 2 5 2 条の 4 3 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

4 事実を証する書面

請求人は、事実証明書として、次の各書面を添付している。

- (1) 定形外郵便物 2 通
- (2) 公文書公開決定通知書 2 通
- (3) 平成 2 8 年 2 月 1 9 日付、行政管理課長発「郵送事務における経費削減の徹底について」（令和 3 年 2 月 1 7 日受付。以下「行政管理課長通知」という。）

5 請求の受理

本件請求は、法第 2 4 2 条に規定する要件を具備しているものと認め、令和 3 年 2 月 1 6 日に受理を決定した。

第 2 監査の実施

1 個別外部監査契約に基づく監査

請求人が求める個別外部監査契約に基づく監査の実施については、監査委員は、日々様々な財務会計上の監査を公正不偏に実施していること、本件の違法性等の判断を行うに当たって、特に外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと判断したことから、監査委員による監査の実施を決定した。

2 監査の対象事項

請求人に対する公文書公開請求に係る通知文書を定形郵便物による送付によらず、定形外郵便物により送付したことによる差額 36 円の 2 通分、72 円が姫路市の損害かどうかについて監査の対象とした。

3 監査対象部局

消防局 警防課（以下「警防課」という。）

4 「請求人」の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 3 年 2 月 25 日に証拠の提出及び陳述を行う機会を与えた。

請求人は、当該陳述において、請求の趣旨に係る補足説明を行ったが、追加の証拠書類の提出はなかった。

なお、陳述の要旨は、次のとおりである。

- (1) 警防課から A4 封筒で情報公開開示決定通知書がきたが、これはおかしい。平成 28 年だと思うが城内図書館で同じようなことがあり、行政管理課長通知がきているはずである。
- (2) 表面上は定形封筒で 84 円、警防課から送付された A4 サイズ定形外封筒は 120 円。姫路市の場合は割引があるはずで実際の郵送額は分からないが、その差額について返還を求める。
- (3) 本件請求の要旨には郵送費の差額 36 円とあるが、事実証明書は定形外郵便物 2 通とあるので請求人に確認したところ、監査の対象は 2 通分の郵送費の差額 72 円であることを確認した。

5 「監査対象部局」の陳述

法第 242 条第 8 項の規定に基づき、令和 3 年 2 月 25 日に関係職員
の陳述を聴取した。

陳述の要旨は、次のとおりである。

- (1) 請求人が示す、公文書公開決定通知書を同請求人に郵送する際、定形外封筒を使用した。
- (2) 行政管理課長通知により、職員には郵送事務の適正な処理を周知徹底していた。
しかし、定形封筒の利用促進の参考欄に記載されている「折りたたんでも差し支えのない文章の例」に記載されている「公文書公開決定通知書」を定形外郵便で請求人に郵送してしまった。
- (3) 認識不足であり、以後不適切な事務処理がないように職員には再度周知徹底させる。

6 監査の実施方法

法第242条第5項の規定に基づく監査は、監査対象部局、また関係する部局として文書の発送に関することを所管する総務局総務部行政管理課（以下「行政管理課」という。）に対して、関係書類の提出を求め、書類調査を行うとともに、事情聴取を行う方法により、事実関係の調査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件郵便物の重量について

- ア 行政管理課において、警防課が使用したのと同じ定形外封筒に公文書公開決定通知書（写し）を封入して計量したところ、当該重量は19グラムであった（以下「本件郵便物」という。）。
イ 行政管理課において、警防課で通常使用している定形封筒に公文書公開決定通知書（写し）を封入して計量したところ、9グラムであった。

(2) 姫路市における郵送に係る事務等について

- ア 消防局における郵送に係る事務等
消防局総務課が消防局内の郵便物を取りまとめ、行政管理課に持ち込んでいる。警防課においては、通常の文書は折りたたんで定形封筒で発送しているが、本件についてはより丁寧な対応が必要と判断したので折りたたまず定形外郵便で発送したものである。
- イ 行政管理課における郵送に係る事務等
行政管理課では、所管課から持ち込まれた郵便物を点検、整理し、料金の集計を行い、料金後納で郵送している。消防局から持ち込まれた郵便物については行政管理課が郵送料を支出しており、本件郵

便物の郵送料は120円、定形封筒を使用した場合は84円である。

(3) 本件郵便物発送に係る条例及び規則等について

ア 公文書の公開請求を定めた姫路市情報公開条例(平成14年姫路市条例第3号)、同施行規則(平成14年姫路市規則第21号)には公文書公開決定通知書等の送付方法についての規定はない。

イ 郵便物の発送について、姫路市では、姫路市文書取扱規程(昭和60年姫路市訓令甲第6号)及び事務取扱要領である文書事務の手引(令和元年新訂版発行)により、取扱方法を定めているが、定形封筒若しくは定形外封筒の使用方法の規定を設けていない。

(4) 行政管理課長通知について

ア 「郵送の際、差出用の封筒を含めて50グラムまで(A4判10枚程度)の文書は、なるべく折りたたみ、定形封筒を使用するように」としており、行政コスト削減の観点からも定形封筒の利用を促進している。なお、参考として、折りたたんでも差し支えない文書の例には、公文書公開決定通知書と例示している。

イ 通知発出後も、職員に周知徹底するため姫路市庁内ネットワーク内の掲示板に、行政管理課は重要通知として常時掲示している。

(5) 請求人が根拠としている規定について

ア 法第2条第14項 「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

イ 地方財政法第4条 「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」

(6) 法第2条第14項及び地方財政法第4条に係る判例について

法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定は、「地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判

断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（最高裁昭和53年10月4日大法廷判決・民集32巻7号1223頁参照）。」と判示されている。（大阪高等裁判所平成17年7月27日判決）

2 判断

本件請求は、本件郵便物を定形外郵便で送付したことが違法で、行政管理課長通知にも反した事務処理で市に損害を与えたとして、警防課長に郵送費の差額を返還させることを求めた事案である。

まず、本件郵便物の発送に係る条例及び規則等には、定形封筒若しくは定形外封筒の使用方法についての規定を設けていない。行政管理課長通知においては、「なるべく折りたたみ、定形封筒を使用するように」としており、折りたたむかどうかの最終的な判断は各所属長の裁量に委ねられていると判断される。

次に、法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定に違反していると主張しているものの、当該規定の意味するところはいずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであり、本件請求については、上記規定違反にはあたらないものと考えられる。

第4 結論

以上のことから、本件郵便物の発送は、警防課長の裁量の範囲内で行われたものであり、違法又は不当な事務処理であるとは認定できない。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、本件請求を棄却する。